

最高検察庁の被疑者取調べの録音・録画の試行の検証結果 及び依命通知に関する意見書

2012年(平成24年)11月15日

日本弁護士連合会

1 はじめに

最高検察庁は、2012年7月4日、「検察における取調べの録音・録画についての検証」(以下「検証結果」という。)を公表して、裁判員裁判対象事件、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件、特別捜査部及び特別刑事部が取り扱う独自捜査事件の3つの事件類型について、2011年以来、約1年にわたって行ってきた被疑者取調べの録音・録画の試行の検証結果を発表した。

そして、同年8月6日付け「裁判員裁判対象事件、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件並びに特別捜査部及び特別刑事部が取り扱う独自捜査事件における被疑者取調べの録音・録画の試行について(依命通知)」(以下「依命通知」という。)により、新たな録画等試行要領等を定めた(なお、同年10月23日付け「被疑者取調べの録音・録画の試行について(依命通知)」により試行対象事件及び実施要領が改められたが、本意見書で述べている部分については引き継がれている。)

2 検証結果について

(1) 取調べの可視化の有効性についての理解が進んでいること

検証結果によれば、裁判員裁判対象事件のうち399件、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件のうち194件、特別捜査部及び特別刑事部が取り扱う独自捜査事件のうち39件で、「全過程」の録音・録画が実施されたとのことである。そして、事件を担当している検察官や決裁官から、録音・録画の有効性として、「取調べの適正確保に資すること」や「供述の任意性・信用性の判断に資すること」が報告された事実が示されている。

これらは、検察の現場において、取調べの可視化の有効性についての理解が進んでいることを意味するものとして、一定の評価をすることができる。

(2) 情報開示と客観的な検証が不十分であること

しかしながら、検証結果においては、「全過程」の録音・録画が実施された

とされる事件で身体拘束前の取調べが実施されたか否か、録音・録画につき被疑者に対して行った告知の内容など、当連合会が2012年5月15日付け「被疑者取調べの録音・録画試行の検証に関する要望書」において求めた事項が明らかにされておらず、情報開示がきわめて不十分である。その結果、身体拘束前に録音・録画しないで取調べを実施した事例が、「全過程」の録音・録画を実施したと報告されている可能性も否定できない。また、録音・録画につき被疑者に対して行った告知の内容が適切か否か、告知の内容や態様が録音・録画に対する被疑者の態度に影響を及ぼしていないかなども、検証することができないものになっている。

さらに、今回の試行結果については、供述心理学の専門家や弁護士などの第三者による検証が行われておらず、試行結果の分析は客観性を欠き、不十分であるといわざるを得ない。

- (3) 「録音・録画の問題点」は取調べの可視化を制約する理由にならないこと
検証結果においては、もっぱら取調官の主観に基づく「録音・録画の問題点」が列挙されている。

しかし、これらの「問題点」は、結局のところ、取調べを録音・録画すれば、従来の密室取調べにおいては容易であった検察官の意に沿う供述を獲得することが困難になるというものに過ぎない。録音・録画の「問題点」として、被疑者の「供述態度の変化」を挙げるのは、密室でこそ真実を語らせることができるという前提に大きな誤りがある。「取調官側への影響」を挙げるのも、従来、人に見せることができないような取調べを行う一方で、公明正大な取調べをする技術を修得していないことを意味するに過ぎない。「関係者のプライバシー」についても、それが事件と関連性を有するのであれば、記録されるのが当然である。他方、事件と関連性がないのであれば、そもそも質問自体が不必要であるし、少なくとも公判で再生する必要性も生じないのであるから、これを録音・録画の「問題点」とするのは筋違いである。

従来、密室において不適正な取調べが行われ、取調官の意に沿う内容の供述調書が作成されていたことが明らかになり、取調べの可視化の必要性が共通認識となるに至った経緯に照らしても、これらの「問題点」は、取調べの可視化を制約する理由となるものではない。

- (4) 検察官の主観的判断による録音・録画の不実施は適切でないこと

また、検証結果によると、検証の対象となるべき検察官が「録音・録画の必要はないと考えた」又は「録音・録画は適当でないと考えた」ことを理由とし

て、録音・録画を一切行わなかった事件が相当数に及んでいる。しかし、「必要はない」「適当でない」という検察官の判断は、いずれも客観的な裏付けを欠くものであり、録音・録画を実施しない理由として正当なものとはいえない。「知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等」として試行対象事件に該当するか否かの判断も、同様に、検証の対象となるべき検察官が主観的に判断しており、適切でない。

これらのことは、録音・録画を検察官の裁量に委ねた場合、恣意的に運用されるおそれ大きいこと、したがって、不適正な取調べを防止するためには、全過程の録画の義務付けが必須であることを示している。

3 依命通知について

依命通知は、「検察官による取調べの全過程の録音・録画を含め、できる限り広範囲な録音・録画を行うなど、積極的に実施する。」との基本姿勢を示し、また、「取調べの冒頭から録音・録画を実施する場合には、やむを得ない事由がある場合を除き、被疑者が取調室に入室する時点から録音・録画を開始する」こととしており、これらの点は、一歩前進と評価することができる。

今後、録音・録画の試行を意味あるものにするために、今回の検証結果に含まれている事例を含め、試行事例における身体拘束前の取調べの有無・回数や、録音・録画につき被疑者に対して行った告知の内容などの情報を開示するとともに、供述心理学者や当連合会が推薦する弁護士などの第三者を加えた客観的な検証を実施すべきである。

4 結語

検察における取調べの録音・録画の試行は、検察の現場において取調べの可視化の有効性についての理解を徐々に広めるなど、一定の効果をもたらしていると認められるが、一部の対象事件において検察官が裁量的に実施するものに過ぎないことから、不適正な取調べを防止する効果には、自ずと限界がある。

不適正な取調べを防止し、えん罪を防止することは喫緊の課題であり、速やかに、全ての事件を対象として、取調べ全過程の録画を義務付ける制度が創設されるべきである。

以上

[別紙]

最高検察庁の被疑者取調べの録音・録画の試行の
検証結果及び依命通知に関する意見書についての
補足説明資料

本補足説明資料は、当連合会の「最高検察庁の被疑者取調べの録音・録画の施行の検証結果及び依命通知に関する意見書」の内容を補足して説明するものである。

本補足説明資料では、2012年（平成24年）7月4日に最高検察庁が公表した「検察における被疑者取調べの録音・録画について検証」を「検証結果」、検証結果における「裁判員裁判対象事件における被疑者取調べの録音・録画の試行的拡大について」を「裁判員事件検証結果」、「知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する取調べの録音・録画の試行について」を「知的障がい等検証結果」、「特別捜査部・特別刑事部における被疑者取調べの録音・録画の試行について」を「特捜部等検証結果」、最高検察庁が同年8月6日に次長検事名で全国の検事長、検事正に発した「裁判員裁判対象事件、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件並びに特別捜査部及び特別刑事部が取り扱う独自捜査事件における被疑者取調べの録音・録画の試行について（依命通知）」を「依命通知」、依命通知によって新たに定められた「取調べの録音・録画の試行対象事件等」及び「取調べの録音・録画の実施要領」を併せて「新録画等試行要領」という。なお、新録画等試行要領は同年10月23日付け依命通知により改訂されているが、本意見書で述べている部分については引き継がれている。

- 目 次 -

第1	総論	1
第2	特捜部などの検証結果について	2
1	実施状況について	2
2	録音・録画の不実施理由について	3
3	録音・録画の有効性及び問題点について	5
第3	知的障がいによりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に 対する取調べの録音・録画の検証結果について	8
1	録画対象事件の選定について	8
2	実施状況について	10
3	録音・録画の不実施理由について	11
4	録音・録画の有効性及び問題点について	12
5	心理・福祉関係者による取調べの助言・立会いの試行について	14
6	小括	14
第4	裁判員裁判対象事件における被疑者取調べの録音・録画検証結果に ついて	15
1	実施状況について	15
2	録音・録画の不実施の状況について	16
3	録音・録画DVDの使用状況について	20
4	録音・録画の有効性及び問題点について	21
第5	結語	25

第1 総論

最高検察庁は、2012年（平成24年）7月4日、裁判員裁判対象事件、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に係る事件、特別捜査部及び特別刑事部が取り扱う独自捜査事件の3つの事件類型について（以下「3事件類型」という。）、2011年以来、約1年にわたって行ってきた被疑者取調べの録音・録画の試行の検証結果を公表した。そして、この検証結果を前提に、同年8月6日付け依命通知により、3事件類型について、新録画等試行要領を定めた。

検証結果においては、取調べの録音・録画の有効性として、「取調べの適正確保に資するとの報告がなされている」（特捜部等検証結果20頁）、「録音・録画下における被疑者の供述内容・供述態度等を吟味した結果、慎重な判断に至った事例も報告されている」（裁判員事件検証結果35頁）とされるなど、取調べの可視化の意義を正しく評価する部分も見られる。しかし、他方で検証結果は、「検察官の有利・不利を問わず、取調べの一部の録音・録画であっても、取調べ状況を客観的に記録した資料として、任意性・信用性判断に有用である」（裁判員事件検証結果33頁）などと、一部録画にとどめることを正当化するかのような見解を述べている。また、3事件類型いずれの検証結果においても「録音・録画の問題点について」との項目を設け、縷々録音・録画によって、取調べに何らかの支障があったかのような事例を挙げている。しかし、このような検証結果の姿勢は、一部録画の弊害を正しく理解しないものというほかない。また、「録音・録画の問題点」として指摘する点は、いずれも主観的な意見にとどまる上、従来どおりの密室取調べを念頭に、検察官の意に沿う供述が録取できないことを前提とするものに過ぎず、やはり取調べの可視化の意義を正しく理解しないものである。

一方、今回実施された試行は、従前の試行と比較して録画対象事件や録画する場面等が相当程度拡大している上、録画時間も長時間となっており、取調べの可視化制度を構想する上で貴重な資料を提供するものともいえる。しかし、取調べの全過程が録画された事件は、依然、少数にとどまっている。そして、検察官が、一切録画を行わない、あるいは、一部録画にとどめるとした判断の当否については、全く検証がなされていない。依命通知は、このような検証結果を基礎として、新録画等試行要領を定めたと考えられるが、試行の対象となっている3事件類型についても、広範な例外要件を定めて「取調べの全部又は一部について録音・録画を実施しなくてもよいこととする」としていることは、問題である。

このような検証の不十分さからすれば、今回の試行で得られた資料を今後の制度構想に十分に活用するには、かねてから当連合会が主張してきたように、供述心理学者や当連合会が推薦する弁護士を交え、録画が実施された事件の捜査資料等も開示した上で、より公正かつ徹底した検証が実施されなければならない。

第2 特捜部等の検証結果について

1 実施状況について

(1) 評価することができる点

特別捜査部・特別刑事部においては、平成23年4月から平成24年4月末日までの試行期間中に全対象事件98件中91件(約92.9%)について取調べの録音・録画の試行が実施されたとされている。また、取調べの一部の録音・録画にとどまった事例(以下「一部録画事例」という。)においても、被疑者が録音・録画を拒否した事例を除く40件中28件においてライブ方式による録画が実施されている上、一部録画事例全52件中、逮捕から勾留請求時までには30件(約57.7%)、勾留5日目までに46件(約88.5%)の事例において録音・録画が開始されており、比較的早期に録音・録画が開始されている。そして、取調べの録音・録画がなされた全事例91件中の49件(約53.9%)がいわゆる否認事件であったとされている。

これらの点に注目すれば、従前の試行と比較すると、相応に広い範囲において試行がなされた点は、評価することができる。

(2) 問題点

その一方、全過程の録音・録画がなされた事例(以下「全過程録画事例」という。)は91件中39件(約42.9%)にとどまっている。しかも、一部録音・録画事例の取調べ総時間における録画時間は、3,562時間中798時間32分(22.4%)であったとのことであり、総取調べ時間における録画時間はあまりにも少ない。

後述するとおり、取調べの録音・録画がなされなかった理由について、真に合理的な理由があったといえるのか疑問がある理由が多く見られることに照らせば、試行の実施状況は、なお、十分なものとはいえない。

また、全過程録画事例においても、当連合会が2012年5月15日付け「被疑者取調べの録音・録画試行の検証に関する要望書」(以下「要望書」という。)において明らかにすることを求めた、身体拘束前の取調べ実施の

有無等が全く明らかとされておらず，真に「全過程」の録画といい得るものが判然としないという問題点がある。

2 録音・録画の不実施理由について

(1) 被疑者が拒否した事例について

検証結果によれば，取調べの録音・録画が全く行われなかった7事例及び録音・録画の実施を中止した12事例において，被疑者が，録画の心理的影響や，他人のプライバシーへの配慮，共犯者の存在などを理由として録画を拒否したとされている。

しかし，これも要望書において要望していた事項であるが，録音・録画につき被疑者に対して行った告知の有無及び内容が全く明らかにされていない。被疑者に対して取調べの録音・録画の意義を正しく告知し，録画に難色を示す被疑者に対して十分な説明を行えば，被疑者が録画を拒否する事例はより少なくなったのではないかと考えられるところである。この点については，新録画等試行要領において，「被疑者が取調室に入室する時点から録音・録画を開始すること」とされているところであり，今後の試行においては検証が可能になると思われるが，今回の試行においても明らかにされるべきである。

また，特捜部等検証結果では，親族のプライバシーを慮って録画を拒否した被疑者が，録画されていない取調べにおいては立証に不可欠とまではいえない事項も含めて詳細な供述をしたものの，供述調書には立証上真に必要な事項のみを記載したとの事例が挙げられている（特捜部等検証結果17頁）。この点，供述調書に記載がなされず，立証上の必要性にも乏しい事実を，録画を止めてまで聴取しなければならないとは考えられないのであって，このような事案においては，録画をしない取調べを実施する必要があったかどうかは相当に疑わしいといえる。この事例は，実際の供述調書の記載内容と取調べ時の被疑者の供述内容を比較検討する必要がある事例であると考えられる。

(2) 不相当と判断された事例について

検察官が録音・録画を不相当と判断したために全過程の録音・録画が見送られた事案の中には，一部録録画を実施し，否認段階においてもライブ方式を活用しつつ取調べが進められた結果，被疑者が自白に至った事例が報告されている（特捜部等検証結果18頁）。この事例においては，検察官が「録音・録画下ではどうしても口が重くなりがちであった」と判断したとのこと

であるが、あくまで検察官の主観的な判断に過ぎない。仮に「口が重くなる」と評し得る事情があったとしても、それが録音・録画の影響によるものなのか、それ以外の要因等によるものなのか、何ら客観的には検証されていない。さらに、そもそも録音・録画がなされないとすれば、録音・録画されていない場面では「すらすら話したのか」、それともなお「口が重いにもかかわらず、無理矢理供述させられたのか」について、何ら検証不能となってしまうのである。結局、一部録画を選択した検察官の判断の当否について水掛け論が生じ得るのであって、検証としての客観性に欠けるといふほかない。

この類型に分類されている各事例は、被疑者が明白に録画を拒絶してはいないものの、検察官において、全過程の録画を実施することが適切ではないと判断したものと考えられるが、録画の実施の適否が専ら検察官の主観的な判断に委ねられていることから、より科学的な知見も含めた客観的な立場からの検証が必要である。

(3) 不必要と判断された事例において

検証結果によれば、「供述調書の任意性・信用性が争われる見込みもなく、全過程を含む広範囲な録音・録画を行う必要性が乏しい」と判断された事案が存在する。

しかし、取調べは刑事処罰の発動に向けての供述採取という重大な手続であること、取調べの適正化を図り、捜査手続を透明化することが検察に対する国民の信頼を回復するという観点からすれば、録音・録画を行う必要性が認められない取調べなどというものは、およそ存在しない。そもそも「供述調書の任意性・信用性が争われる見込み」があるかどうかは、取調べを開始しないと判断できないのであるから、「見込み」がないから、「全過程…録音・録画を行う必要性が乏しい」と判断したということ自体が論理矛盾である。そして、「見込み」がないかどうか、「必要性が乏しい」かどうか、自体が、あくまで検察官の主観的な判断に過ぎず、客観的な検証に耐え得るものになっていない。

したがって、不必要であるという理由で全過程の録画が見送られたことは、大きな誤りであったと考えられる。

(4) 時間的物理的困難を伴う事例について

なお「フライトスケジュールの関係で、弁解録取手続を短時間で行うことを余儀なくされたことから、弁解録取手続の録音・録画は実施しなかった」事例が存在するとのことである（特捜部等検証結果20頁）。

しかし、録音・録画を行うに当たり、録画機器の操作、録音・録画の告知、

DVDの封印手続等，それが無い場合に加えて若干の手続が増えること自体は否定しないが，いずれも短時間で可能なはずである。各取調室に録画機器が常時設置され，いつでも操作可能な状態となれば，さらにその時間は短縮される。他方，弁解録取手続は，身体拘束後最初期の供述の機会であって，その状況が正確に記録される必要性・重要性は極めて高い。少なくとも，今後このような事例を「時間的物理的に困難な」先例とすることは許されないというべきである。

(5) 小括

以上のとおり，特別捜査部・特別刑事部における取調べの録画試行については，そもそも全過程の録画件数が少数にとどまっている。しかも，その中には，取調べの全過程を録画しても被疑者が供述をした可能性がある事例や，「必要性が乏しい」という不当な理由で全過程の録画が実施されなかった事例も含まれている。

今後，これらの全過程の録音・録画がなされなかった事例について，その理由の当否を検証する必要があるところ，検証に際しては，当該事例に関する様々な事情が明らかにされなければならない。

3 録音・録画の有効性及び問題点について

(1) 有効性について

検証結果が，取調べの可視化が取調べの適正確保に資することを明確に認めた上で，録画DVDの公判での取調べを前提としなくとも有効であるとしている点，また，全過程の録画の有用性を認めている点については，従前，当連合会が主張してきたところと同様の認識に立つものであり，評価できる。

(2) 問題点について

ア 被疑者が録音・録画を意識して供述態度を変化させるとされている点について

(ア) 録音・録画下では供述がしづらいとされる点について

検証結果では，被疑者が，自身への心理的影響やプライバシー，第三者との関係等を理由に供述態度を変化させるとされている（特捜部等検証結果28頁以下）。

しかし，これらの問題点は，取調べの録音・録画の意義を正しく被疑者に告知するとともに，作成されるDVDの全てが必ずしも公判で再生されるものではないこと（事件に関係のないプライバシーの問題等については，公判前整理手続等を通じて再生範囲や再生方法等における配慮

がなされることは当然である（一部の音声等にマスキングをすることは技術的に容易である。他方で、仮に、プライバシー等であっても、それに関わる供述部分が、供述の信用性等を左右するようなものとしてその証拠調べが必要である以上、再生すべきである。その場合でも、固有名詞等のマスキングなどの配慮は十分に可能である。）などを説明することによって、相当程度克服することが可能であると思われる。

また、仮に録音・録画下であろうとなかろうと、被疑者がプライバシー等も含め様々な配慮から供述を拒むことができるのは、黙秘権の保障から見て当然である。これに対し、検証結果は、「その詳細について供述調書の内容に盛り込むことも控えざるを得なかった」（特捜部等検証結果31頁）、「供述調書への記載も拒否した」（同）などの記載に端的に示されているとおり、録音・録画がなされていない取調べにおいて、供述調書には録取しなかった供述が現に存在することを前提として、録音・録画により「供述しづらくなった」などとするものである。しかし、そもそもそのような供述が存在するかどうかすら疑問である上、仮に存在するとしても、結局録取されない以上、真相解明に資するとは言えない。さらに、そのような供述経過そのものが記録されないことによって、供述の信用性の判断を誤る危険性が高まることからすれば、かえって真相解明機能を損なうとも言えるのである。

検証結果は、これらの点について十分な検討をしないまま、安易に、全過程録画をすると真摯な供述をしなくなる、供述態度に悪影響を与えると強弁しているに過ぎない。今後、これらの点も含めて、第三者を交えた場で更なる検証が行われるべきである。

(イ) 録音・録画の影響で被疑者の供述内容が後退したとされる点について

検証結果では、一部録画事例における取調べ合計535回のうち、118回（約22.1%）の取調べにおいて、録画下では供述が後退したとしている（特捜部等検証結果34頁）。

しかし、「供述が後退した」といっても、これも取調べ検察官の主観的な評価に過ぎない。被疑者が、従前いかなる供述を行っており、録画下ではどの点がどのように変更されたのか、仮に変更されたとして、その原因が詳細に明らかにならなければ、「供述内容の後退」がどの程度のものではあったか、それが真に録画によるものなのかを判断することができず、録画が取調べにいかなる影響を与えるのか判断することはできない。逆に、これらの検証は、一部録画にとどまる限り不可能であって、

水掛け論にとどまらざるを得ないのである。そうである以上、検証不可能な一部録画に拘泥するのではなく、全過程の録画により検証可能性を取ることこそが、唯一の選択肢となり得るのである。

イ 取調官側への影響その他の捜査・公判への影響等について

(ア) 取調官側への影響

検証結果は、録画されている取調べにおいて、検察官が、事件関係者の特殊な事情に関して質問することに慎重となり、取調べを尽くすことができなかつた事例や、営業秘密やプライバシー等のような機密性の高い情報を用いた取調べが困難であった事例を挙げている。

しかし、検察官が適正な取調べを行ってさえいれば、検察官から証拠調べ請求をしない限り録画DVDが公判で再生されることはまず考えられないのであるから（仮に適正な取調べが行われたかどうか疑問があり、その検証のために全過程の再生が必要であれば、どれだけ時間がかかっても、その再生を実施しない理由はない。）、この点を取調べの可視化の弊害とするのは適切ではない。

また、取調べの全過程を録画した事例において、「検察官としては、被疑者が一方的に主張をまくし立てているのを強い態度で制止してでも、被疑者に正面から取調べに向き合わせ、必要な質問や追及を行う必要があつたが、後の公判段階で、録音・録画における一言一句を取り上げられて、被疑者に十分な弁解の機会を与えなかつたとか、供述を押し付けようとしたなどとして争われることを意識して、過度に萎縮してしまい、本来、必要であり、かつ、当然許容される説得や追及を十分に行うことができなかつた」（特捜部等検証結果36頁）などという例を、あたかも取調べの可視化の弊害であるかのように挙げる。ここで「必要な質問や追及」が一体どのような内容を意味するかは全く不明であるが、取調官が「必要な質問」をできないなどというのは、その力量こそに問題がある。取調べの録音・録画以前の問題である。ここで言及されている「本来、必要であり、かつ、当然許容される説得や追及」とはいかなるものであるか、全く不可解というほかないが、「当然許容される」と信じるならば、録画の上で堂々と質問すればよいだけである。しかも、勾留期間だけでも20日間あつたはずであり、その機会は膨大にあつたと考えられる。録画されていない密室で初めて、そのような「説得や追及」が可能となるという感覚自体が問題である。

検察官には、検証以前の問題として、取調べの在り方に対する根本的

な反省こそが求められていると言うべきである。

(イ) 捜査・公判への影響

検証結果は、DVDを視聴する負担が重いという点などを挙げる。

しかし、従前は全く存在しなかった取調べDVDを、一律に全て視聴しなければならないとは到底考えられず、これも、最終的には、検察官の習熟度や、検察庁における対応体制の整備の問題であると考えられる。

ウ 関係者の名誉等を害するおそれがあるとされる点について

検証結果が挙げる事例については、上述したところと同様、取調べが適正に行われていれば、取調べDVDが公判廷で再生されるおそれはほとんどないといえる。また、刑事事件である以上、事件の背景や供述の信用性そのものが関係者の名誉に関わることは一定程度不可避であり、それらに関わる部分を記録しないこと自体が、事件の背景や供述の信用性を見誤らせることともなりかねない。そうである以上、関係者の名誉等に関わることを理由として、検察官が供述の一部について録画を差し控えること自体が、恣意的な運用となりかねない。

他方で、関係者の名誉等の保護は、録画記録の開示や公判における利用場面の問題として別途手当てをすることが可能である。

したがって、関係者の名誉等を理由に検察官の恣意的な運用を許さない制度設計こそが求められるところである。

(3) 小括

以上のとおり、検証結果は、取調べの可視化の利点については正しく認識していることを窺わせるものの、なお理由とならない理由を挙げて、取調べの可視化（全過程の録画）に問題があるかのような指摘をしていると言わざるを得ない。そもそも、特捜部及び特刑部の検証結果において注目すべきは、取調べの全過程の録画を行っても、結局のところ、供述が後退したり、供述を拒んだかのような報告がなされているのは、いずれも周辺的な事情についてに過ぎず、取調べそのものに支障を来した事例があったとの報告が一つもないことである。取調べの可視化は、決して取調べを阻害するものではないことが明らかになったといえる。

第3 知的障がいによりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する取調べの録音・録画の検証結果について

1 録画対象事件の選定について

(1) 選定基準について

検証結果においては、試行対象事件の選定方法に関して、「個別事案ごとに被疑者の知的障害の程度やコミュニケーション能力等の被疑者の特性、事案の内容、被疑者の精神的負担や供述に与える影響等を考慮し、録音・録画を試行するのに適した事案について、これを実施している」とされている。

しかし、知的障がい者の場合、「分からなくても、分かったふりをする」「できるだけ相手の意向に合わせる」ことなどによって、一見良好なコミュニケーションが行われ、素人目には、その迎合性、被暗示性が判然としないことが多いことが指摘される（実際には、このような「分かったふり」による迎合性、被暗示性は、知的障がい者に限らず、健常者にもよく見られる傾向であり、供述心理学上、十分な配慮が必要である。）。そうである以上、知的障がいについて素人である検察官が、「個別事案ごとに被疑者の知的障害の程度やコミュニケーション能力等の被疑者の特性、事案の内容、被疑者の精神的負担や供述に与える影響等を考慮」すること自体が、危険である。少なくとも知的障がい者が疑われる事情がある以上、例外なく、その取調べ状況の全過程を録画することこそが求められるのである。

この点、検証結果においては、試行対象事件とするか否かを判断する材料の具体例として、療育手帳等の交付の有無や特別支援学校等への在籍歴の有無といった客観的事情や、取調べにおける被疑者の様子や発問に対する応答ぶりをあげる（知的障がい等検証結果3～4頁）。

しかし、取調べにおける被疑者の様子や発問に対する応答ぶりは、検察官の能力・主観に左右される部分が大きく、特に、「この応答ぶりから試行対象としない」といった消極方向の判断を認めることには、前記のとおりおよそ合理性がない。検証結果における具体的報告においても、捜査の初期段階では気づかなかつたとされたり（同15頁）、弁解録取手続の録音・録画を確認するまで被疑者に幻聴があったことを窺わせる言動が見過ごされたりした事例も存するところであり（同20頁）、録画の要否を素人である検察官の主観的な判断に委ねることの危険性を物語っている。

そもそも、知的障がいによりコミュニケーション能力に問題がある被疑者にとどまらず、一般論として、取調官が録画の要否の判断を行うことは、「事後的検証の対象となるべき者が、自らが対象となるかどうかを判断する」という矛盾を抱えることになるのであって、このような構造自体に根本的な問題があることが自覚されるべきである。

(2) 小括

以上のとおり，知的障がいによりコミュニケーション能力に問題がある被疑者の場合は，検察官が「コミュニケーション能力に問題」があるか否かの選別をしようとする事自体において重要な問題を抱えている。少なくとも知的障がい者の取調べについては，選別をすることなく，一律に全過程の録画をすることが必要なのである。

2 実施状況について

(1) 評価すべき点

検証結果によれば，一部録画事例237件中，226件（約95.4%）において，ライブ方式による録画がなされている。

試行において，積極的にライブ方式が採用されている点は，評価できる。

(2) 問題点

ア 検証結果によれば，録画が実施された事件540件のうち，全過程録画事例は194件（約35.9%），知的障がいによりコミュニケーション能力等に問題があることが判明した時点以後の取調べの全過程を録画した事例（以下「準全過程録画事例」という。）は109件（20.2%）にとどまっており，237件（43.9%）もの一部録画事例が存する。しかも，一部録画事例の取調べ総時間における録画時間は，758時間32分中，294時間2分（約38.6%）であり，録画時間は比較的短いといわざるを得ない。

イ また，検証結果によれば，試行がなされた事件における総取調べ時間は1,714時間とされている。これから，準全過程録画事例における全取調べ時間である302時間55分と，一部録画事例における全取調べ時間である785時間32分を控除すると，約626時間が残ることとなり，この時間が，全過程録画がなされた取調べ時間となるはずである。ところが，検証結果では，全過程録画が実施された取調べ時間は590時間52分とされており，約35時間の差異が生じる。とすると，ライブ方式を前提としても，検証結果が，被疑者の取調べ室への入室から退室までのどの部分を「全過程」としているのかが不明である。あるいは，検証結果は，ライブ方式を前提とせずに，1回の取調べごとにいずれかの方式による録音・録画を実施することを「全過程」と分類している可能性もある。

知的障がいを有する被疑者は，検察官のどのような言動からどのような影響を受けるかが分からない。また，退室時の検察官の言動が次回以降の取調べに影響を及ぼす可能性も否定できない。したがって，挨拶や自己紹

介の場面を含めて検察官と被疑者とが対峙した際の状況が全て明らかにされるべきなのであって、この点を明らかにしない今回の検証結果については、そもそも録画・録音の目的に対する認識が不十分であると言わざるを得ない。

この点については、新録画等試行要領によって、今後の試行においては改善が見込まれると思われるものの、今回の試行における実情についても、別途、明らかにされるべきである。

3 録音・録画の不実施理由について

(1) 録音・録画が全く実施されなかった事例について

検証結果によれば、録音・録画の試行対象事件と認定されながら、録音・録画が全く実施されなかった13件については、いずれも、被疑者が録画を拒否したためであるとされている。

しかし、被疑者が録画を拒否した理由や、これに対する検察官の説明の有無及び内容がほとんど明らかにされておらず、録音・録画が実施されなかったことの当否を検証することができない。この点については、上述したように、新録画等試行要領によって改善が見込まれるところであるが、今回の試行における検察官の対応も、別途、明らかにされなければならない。

なお、知的障がい障がい等によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者においては、特に、取調べの可視化は、被疑者を保護するために必要性の高いものである。少なくともこのような類型においては、被疑者が録画を拒否したとしても、録画の実施を義務付ける制度が必要である。

(2) 個別の取調べにおける不実施理由について

ア 必要ないと考えたとの理由について

検証結果によれば、個別の取調べにおける不実施理由としては、理由が報告された451回の取調べのうち、357回（約79.2%）が、担当検察官が不必要と考えたことによるとされている。不必要と判断した根拠としては、知的障がいがないと判断した、あるいは公判請求の見込みがなくなった、との理由が挙げられている（知的障がい等検証結果15頁）。

しかし、これも上述したように、取調べの可視化が「不必要」な事案などは本来存在しないのであり、「不必要」という判断の当否は厳格に検証されなければならない。検証結果では、担当検察官の判断が、結果的に正しかったか否かは全く明らかにされておらず、不十分である。

イ 時間的・物理的に困難であったとの理由について

検証結果によれば、451回のうち、58回の取調べにおいて、警察署において取調べを実施した等の理由により、時間的・物理的に録画が困難であったとされている。

しかし、この問題については、最終的には、設備の拡充によって解決し得る問題である。また、検察庁外での取調べで、録画機材の設置等に時間を要する場合は、少なくとも携帯可能な録音機器で録音する等の簡易な方法が採られてもよいと考えられる。今回の試行は「録音・録画」の試行であるから、録画をすることが困難な場合には、積極的に「録音」を行う方法を模索すべきであったと考えられる。

ウ 被疑者の拒否について

検証結果によれば、451回の取調べのうち、35回の取調べにおいて、被疑者が録画を拒否したとされている。

しかし、その理由の詳細はほとんど明らかにされていない上、録画について、どのような説明が行われたかも不明である。上述のように、この点は、依命通知によって改善が見込まれるものの、別途、今回の試行における、被疑者が録画を拒否した際の検察官の対応が明らかにされなければならない。

エ 小括

「知的障がいによりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する取調べ」においても、検察官による、録画が不相当との判断の適否や、時間的・物理的に録画が困難とされた事例における困難の程度、被疑者が録画を拒否した際の検察官の対応等が全く明らかにされておらず、十分な検証は行われていない。

今後、より詳細な情報が提供されなければ、不実施理由の当否を検証することはできない。

4 録音・録画の有効性及び問題点について

(1) 有効性について

供述の任意性・信用性の判断に有用であるといった、従来指摘されてきた点に加え、責任能力の判断に有用であるという点についても言及されているところ、この点については、当連合会の従前の主張に合致するものであり、評価できる。

(2) 問題点について

ア 緊張等による被疑者の供述態度への影響について

検証結果に挙げられている具体的事例は、わずかに2例のみであり、そもそも検証結果の指摘の可否を検証することはできないが、被疑者が、録画について「恥ずかしかった」「緊張した」などと述べたとされる事案については、そのことを「取調べへの支障」ととらえること自体が誤っている。知的障がい者の供述は、そのような供述態度を含めて評価されなければならないのであるから、むしろ「取調べにとって有益」であるととらえるべきなのである。

イ 取調官側への影響について

検証結果では、「建造物侵入・強制わいせつ未遂事件の被疑者（IQ59）は、自分の心情について過去と現在の区別をせずに供述する特性が見受けられたことから、発問を工夫する必要があった上、性的な知識や経験について尋ねる際は、取調官もこのような被疑者の特性のみならず録音・録画されていることを意識して、必要以上に丁寧でぎこちない言葉遣いになってしまいがちになる」との事例を、あたかも取調べの録画が支障を来した事例であるかのように報告している（知的障がい等検証結果21頁）。しかし、この報告が正しいとすれば、取調官が、被疑者の特性に配慮した取調べをしたことが正確に記録されたことになるのであって、およそ支障が生じたかのように理解すること自体がおかしい。また同じ事例について、「被疑者に対して共感ないし理解を示すような言動をすれば、被害者が後日視聴することとなった場合、取調官に不信感を抱くおそれがあることから、取調官が被疑者に対して共感や理解を示す趣旨の発言をすることが困難であると感じられた」ともいう（同22頁）。しかし、そもそも、被疑者に供述を求める際に被疑者の心情に理解を示すことは、何ら非難されることではない（犯罪捜査規範167条3項参照）。そのような被疑者の心情に配慮した取調べが必要であったというのであれば、被害者に対しても、その必要性を十分に説明して、その理解を求めるべきことであって、取調べの録画そのものを消極に解する根拠とはなり得ない。むしろ、取調室が密室であり、被害者が視聴できないことをいいことに、被害者に聞かせられないような取調べをすること自体が、公正な捜査と言えないことが明らかである。

結局、検証結果が指摘する取調官側への影響は、何ら取調べの全過程録画を否定するものとは言えないのである。

(3) 小括

知的障がい等検証結果は、取調べの可視化の利点については、当連合会と

同様の認識に立っているものの、問題点の指摘部分は、特捜部等検証結果と同様に、およそ理由とならない理由を挙げているというほかない。知的障がい者については、その特性に鑑みて、通常の被疑者よりも更に取調べの可視化の必要性が高いのであって、そのような理由を挙げること自体が、なお知的障がい者の取調べについての理解が不十分であることの表れと言えるであろう。

なお、検証結果によれば、「知的障がいによりコミュニケーション能力に問題がある被疑者の取調べ」については、半数を超える事例において、取調べの全過程あるいは準全過程の録音・録画が実施されている。にもかかわらず、先に述べた検証結果が挙げる例も含めて、取調べに支障が生じた事例は報告されていないと言える。全過程の録画が取調べに支障を来すことなどないのである。

5 心理・福祉関係者による取調べの助言・立会いの試行について

心理・福祉関係者による取調べの助言・立会いの両方が実施された件数は、12件にとどまっており、今後も、試行を重ねていく必要があると考えられる。

なお、検証結果では、具体的事例として、「立会人が取調べの冒頭で被疑者の緊張を和らげるためのやり取り」を行った事例が報告されているところ、上記「やり取り」と取調べとの境界は極めて曖昧であり、もし、仮に、取調べ官ではない者が供述を行うよう被疑者に働きかけるなどということがあれば、黙秘権保障との関係でも疑義がある。

心理・福祉関係者の立会いに際しては、いかなる立場で、いかなる事項について助言・発言を行うことができるのかを明確にするなどして、被疑者に認められた諸権利を侵害することのないよう、細心の注意が払われるべきである。

6 小括

以上のとおり、「知的障がいによりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する取調べ」においては、試行によって、取調べ全過程録画の必要性がより明らかになっただけでなく、全過程録画の弊害など生じないことも明らかになったと言える。およそ知的障がいの存在が疑われるような事例では、取調べ全過程の録画を否定する理由はない。全事件において、例外なく全過程の録画が義務付けられるべきである。

第4 裁判員裁判対象事件における被疑者取調べの録音・録画検証結果について

1 実施状況について

(1) 評価できる点

検証結果によれば、2011年9月から2012年4月末までの間に処理をした裁判員裁判対象事件として報告があった事件（送致罪名が対象事件，死体遺棄等対象事件と併合審理の可能性のある事件を含む。）2,465件のうち，1,906件（約77.3%）について，取調べの録音・録画が行われており，裁判員裁判対象事件の罪名で公判請求した事件に限れば，その割合は，1,005件のうち946件（約94.1%）に上る。

また，一部録画事例において，総取調べ実施回数3,162回中，読み聞かせ・署名押印（拒否を含む。）場面や調書作成後のレビュー・自由供述場面（あるいは両方の場面）のみを録画したという事例は576回であり，一方，被疑者に発問し供述を得ている場면을録画した回数は合計2,239回であるとされており，一部録画事例における取調べにおいても，約70.8%の取調べにおいて，いわゆるライブ方式が実施されている。

そして，録音・録画が実施された取調べ総数4,702回のうち，2,241回（約47.7%）の取調べにおいて被疑者が否認をしており，90回（約1.9%）の取調べにおいて被疑者は黙秘をしていたとのことである。

これらの点からすると，今回の試行は，従前の試行と比較して，より多くの事件において録音・録画がなされているものと評価できる。

また，中には，録音・録画の実施について意向を確認する場면을撮影した事案もあるとのことである。仮に，被疑者が録画を拒否する場合には，その旨を録画しておくことが手続の公正性を確保するために重要であると考えられるのであって，その件数や録画の内容も明らかにされるべきである。

(2) 問題点

全過程録画事案は，対象事件の2割程度にとどまっており，極めて不十分である。

また，録音・録画が実施された取調べ総数4,702回のうち，勾留請求前の取調べにおいて録音・録画がなされたのが1,139回（約24.2%），勾留請求後勾留10日目までに録音・録画が実施されたのが1,069回（約22.7%）あるものの，5割を超える事案では，勾留11日目以降処理時まで録画が実施されており，録画が開始される時期は，遅いといわざるを得ない。

なお、録音・録画時間について、取調べ時間中の録音・録画時間割合の2011年7月以降の推移を見るに、

(録音・録画がなされた全事件)

- ・2011年 7月：12.0%
- ・2011年 9月：33.3%
- ・2011年12月：57.2%
- ・2012年 4月：66.8%

(取調べの一部が録音・録画された事案)

- ・2011年 9月：30.8%
- ・2011年12月：45.2%
- ・2012年 4月：65.8%

と、全取調べ時間における録音・録画がなされる時間の割合は増加していることが分かる。一方で、録音・録画がなされた全ての事案における割合と取調べの一部について実施された事案における割合とを比較した場合、一旦差が生じたものの、2012年4月にはほぼ同じ割合になっている。このことから、2011年9月以降、全ての過程を録音・録画するケースもあったが、2012年4月の時点では、多くの事案が一部録音・録画にとどまっていると考えられる。この分析が正しいとすると、検察庁は、裁判員裁判対象事件においては、全過程録画事案を減らし、一部録画で対応しようと考えていることが読み取れる。しかし、一部録画には様々な危険性があることは、既に繰り返し指摘してきたとおりであり、このような傾向は、明らかに誤りである。

2 録音・録画の不実施の状況について

(1) 録音・録画を全くしなかった事件について

ア 録音・録画を全く実施しなかった理由として最も多く挙げられているのは、裁判員裁判対象事件の罪名で公判請求する見込みがないというものであり、録音・録画を一切行わなかった事件における取調べの回数合計1,551回中、491回を占める。

一方で、検察官が必要ないと判断したり(374回)、適当ではないと判断して実施されなかつたりした(234回)というケースも多くあり、検察官の判断によって録画が実施されなかつた事例は、被疑者の拒否によるもの(200回)を上回っている。この点につき、取調べの適正を確保し、任意性・信用性についての審理を合理化するという可視化本来の趣旨

からすれば、不必要な録画というものを想定することはできず、かかる理由で録画を実施しないという判断は、不当である。

また、組織犯罪を理由とする不実施が89回あるとされているところ、その数は、全体の5%強にとどまっている。そして、検察官が「適切ではない」と判断した事例については、組織犯罪を理由とするものは含まれていないと考えられるところ、外に、いかなる理由で「適切ではない」と判断されたのか、全く明らかにされていない。

なお、物理的に困難であったとされる事例が166回あり、これは検察官が警察署へ赴いて取調べを行ったようなケースとのことであるとされている。しかし、本来は例外的に許容されるはずの物理的困難性を理由とする不実施が全体の1割以上を占めるという事態は、到底、健全なものとは考えられない。早急に、録画設備の充実を図ったり、やむを得ない場合には携帯可能な録音機器を用いて録音を行ったりするなどして、解決策を講じるべきである。

イ 裁判員裁判対象事件の罪名で公判請求をした事件のうち、不実施だった件数は59件（取調べ回数203回）あり、この59件に限っての不実施理由としては、被疑者の拒否が87回（約42.9%）であり、一番目に挙げられている。

しかし、検察官が適切でないと考えた（42回、約20.1%）、必要ないと考えた（28回、約13.8%）を合計すると、70回（約34.5%）の取調べにおいて、検察官の判断で録画が見送られているのであるから、被疑者の拒否が突出して多いというわけではない。

なお、この場合も、組織犯罪を理由として録画を実施しなかった取調べは、24回（約11.8%）に過ぎない。

ウ 小括

以上から、取調べの録音・録画が全く行われなかった事案の多くにおいては、検察官の主観的な判断によって録音・録画の不実施が決定されており、その当否が厳しく検証されなければならない。

また、組織犯罪であることを理由とする不実施事案が占める割合は低いものにとどまっていることも注目すべきである。

(2) 一部実施のケースにおける不実施理由等

ア 必要がないと判断された事例について

検証結果においては、一部の取調べにおいて録画が行われた事案の総取調べ回数2,463回のうち、検察官が録音・録画を必要ないと考えたケ

ースが884回あるとしており、その理由として、「供述が変わらなかったというケース」や「処分予定を伝えるのみだったというケース」が報告されている。

もっとも、これらの事情がある場合に、本当に必要ないといえるかは別問題であり、むしろ、録音・録画をした上で、事後的に必要性の有無を判断すべきであったと考えられる。また、必要がないと判断した理由は挙げられておらず、どういった理由により必要がないと判断したのか、多くのケースにおいては依然として不明である。

イ 時間的・物理的困難を理由とする事例について

時間的・物理的困難という理由が681回あるとされているが、簡易な録音を実施することまでが困難であったとは考えられない。

そもそも、全体の約27.6%もの割合で、時間的・物理的困難性が理由とされるのは、異常な事態であるというべきであり、結果として、検察庁は、検察庁（警察署）に設置された録画機器が備わった部屋以外での取調べにおいては、試行であっても録音・録画を行う意思はないことを示しているものと考えざるを得ない。

ウ 不相当と判断された事例について

検証結果においては、検察官が録画を不相当と判断した事例の具体例が挙げられている。

このうち、「同棲していた女性が別の男性と電話で話していたことに嫉妬して、包丁で頭部を切りつけた殺人未遂事件事案において」、被害者の異性交遊に関するエピソードが明らかになることを慮って不相当と判断したと報告されている（裁判員事件検証結果20頁）。

しかし、この事例における被害女性の異性交遊に関するエピソードは、場合によっては被告人にとって有利な情状ともなり得るのであって、これを、被告人が反対している事情もないのにあえて調書に盛り込まず、録画もしないという対応は、被告人に有利な事情を隠蔽することにもつながりかねない。仮にこのエピソードを法廷で顕出する場合、被害者のプライバシー保護の観点から配慮が必要なことは当然であるが、それは録画の場合に限られない事柄であって、全過程録画を何ら消極に解する理由にならない。

エ 被疑者が録画を拒否した事例について

検証結果は、被疑者が録画を拒否した事例について、証拠開示や法廷での再生の可能性を示しつつの説明とならざるを得ず、十分な説得ができな

いとしている（裁判員事件検証結果 21 頁）。しかし、取調べの録画 DVD は、検察官が取調べを請求しなければ、被告人が望まない限り公判で再生されることはないはずである。また、仮に法廷で再生されるにしても、その再生方法には様々な配慮が可能である（現に、実際の法廷実務では、傍聴席には見えないようにするなど、運用上、慎重な配慮がなされている。）。この点、そもそも検察官による説明の正確性自体に重大な問題があるというべきである。

また、拒否理由の中で、「取調べを受けている姿を他人に見られたくない」「共犯者等に迷惑をかける」というものについても、DVD の再生方法の問題として解消が図ることが可能である。その他、共犯者から度々虐待を受けていた顔の傷が録画されることを理由に録画を拒否した女性被疑者の事例が挙げられているが（同 22 頁）、むしろその事例では、「顔の傷」こそが、被疑者にとって有利かつ重要な証拠である。上述のとおり、公判において、傍聴者には見られないように配慮して再生する方法もあり、検察官としては、そのような配慮をも説明した上で、録画を行うべきだったのである。

なお、検証結果によれば、拒否事例における取調べ 149 回中、共犯者の存在が影響したものは 11 回（約 7.4%）に過ぎず（同 22 頁）、共犯事件における問題は、可視化の中心的な問題点とはいえないことが明らかになったと言える。

その他、検証結果では、録音・録画下における供述拒否事例として、録音・録画のない取調べでは、被疑事実の全部又は一部を否認しながらも取調べの質問に回答していた被疑者が、録画下では一切の供述を拒否した事例が挙げられている（同 24～25 頁）。しかし、これら検証結果の挙げる具体例は、録音・録画されない取調べにおける被疑者の供述内容も、到底、具体的なものとはいえず、録画の有無によって供述が変化したと評価することはできない。取調べの録画について何ら支障を示すものとは言えないのである。

オ 小括

取調べの一部の録音・録画にとどまった事例においても、多くの事例が、検察官の主観的な判断によるものであり、一部録画を選択した具体的な理由は全く不明である。

また、被疑者が録音・録画を拒否した事例も一定の割合で存在するようであるが、この点については、上述したように、公判での再生等をめぐっ

て、検察官の説明方法や被疑者自身の認識に、何らかの誤解など問題があった可能性も高い。また、被疑者の拒否を録音・録画の例外事由とすれば、取調官が録画を回避するため、録音・録画を拒否するように被疑者を誘導する危険性も高い。そうである以上、取調官による恣意的運用を許さないためにも、一律に全過程の録画を義務付ける制度が検討されるべきである。なお、現時点では、被疑者による拒否の背景に、一部の被疑者に取調べの録画に対する抵抗感がある可能性は否定しないが、今後全過程の録画が実務上定着すれば、そのような抵抗感も解消されていくであろう。

3 録音・録画DVDの使用状況について

(1) 捜査段階について

検証結果においては、精神鑑定その他の鑑定に有用との指摘がなされている（裁判員事件検証結果25頁）。当然の指摘であろう。この一事からも、取調べの状況の全過程を録音・録画しておくことの意義は大きい。

(2) 公判段階について

ア 任意性が争いになった件数

検証結果においては、2011年6月1日から2012年4月30日までに第一審判決があった裁判員裁判対象事件のうち任意性が争われた事件は66件であったとされているが、2011年9月以降に公判請求された事案に限ると1件のみとのことである。

このような急激な件数の変化の理由としては、録音・録画が拡大していくことによって任意性の争いが減少しているとも考えられる。現に、検証結果でも、可視化の有効性として「争点の解消」が挙げられているところである。

イ なお、検証結果は、任意性判断のためにDVDが取り調べられた事件について、裁判所は一部の録音・録画でも任意性判断を行っているとし、全過程がなければ判断されないとしたものはないとして、「検察官にとっての有利・不利を問わず、取調べの一部の録音・録画であっても、取調べ状況を客観的に記録した資料として、任意性・信用性判断に有用である」（同33頁）との見解を示している。

しかし、明らかに誤った見解である。検証結果の挙げる事例は、いずれも、一部録画DVDしか存在しない状況でやむを得ず判断を行ったものであると考えられる。確かに一部録画であっても、任意性を疑わせる事情の存在を推認できる場合もあろう。しかし、そもそも、全過程が録音・録画

されていれば、任意性が争いになる余地自体が低くなると考えられるのであって、一部録画DVDを用いて裁判所が任意性を判断していることは、一部録画でも十分であるという根拠にはなっていない。

例えば、検証結果では、裁判所によって「検察官の朗読に合わせて供述調書の頁をめくるなどしており……，DVD……を見ても、検察官がこの点について供述を押し付けるなど不当な取調べを行ったとしようかがわからない」と判示された事例を挙げている（同32頁）。この事例では、仮に全過程の録画がされていれば、異なる結論が出た可能性もある。実際に裁判所が一部録画から任意性を認める判断を行ったということと、一部録画で十分か否かは、全く別の問題である。

布川事件などの過去のえん罪事例が示すとおり、取調官によって、録画前にリハーサルがなされる危険性は否定できない。現に、当連合会の調査に対し、弁護人から録画前にリハーサルがなされたとの報告もなされており、一部録画では、任意性や信用性判断を誤らせる危険性が高いことは明らかである。全過程の録画こそが不可欠である。

4 録音・録画の有効性及び問題点について

(1) 有効性について

取調べが適正になされていることが記録できるという点についての指摘がなされている。検察庁は、従前、取調べの録画について、任意性・信用性の効率的な立証という観点から捉えてきたものと思われるが、検証結果において、取調べの適正確保の機能があるとの見解に至ったことについては、評価することができる。

しかし、上述のとおり、取調べが真に適正であることを記録するには、全過程を記録する必要があるのであり、取調べの一部を録画することによって、取調べ全体の適正さが担保されるということとはあり得ない。

この点、検証結果には、「一部の録音・録画であっても……録音・録画されていない取調べの適正確保にも一層の意を払うことが求められる」（同38～39頁）として、一部録画であっても取調べ全体の適正が担保されるかのような記載がある。確かに、そのような側面はあり得るが、それはあくまで個々の取調官の資質・倫理観に委ねられた問題に過ぎない。逆に、録画されていない取調べを悪用して、録画された範囲でのみ、任意の供述がなされたかのような仮装がなされる危険性（先に挙げたりハーサルなどは、その典型となる。）は否定できないのである。そして、権力者である取調官が密室

を悪用してきたことは、過去の多くのえん罪が教えるとおりである。取調べ全過程の録画こそが制度化されなければならない。

(2) 問題点について

ア 被疑者側への影響について

(ア) 被疑者が供述をしづらくなることについて

a 自白していながら録音・録画を拒否した事例について

少なくとも、取調べを受けている姿を他人に見られたくないとか、自己の詳細な供述を他人に聞かれたくないという心情を原因とするものについては、既に繰り返し述べてきたとおり、公判におけるDVDの再生について配慮をすることで対応可能な問題である。

なお、十分な説明にもかかわらず、被疑者が録画を拒否した場合に、全過程録画の例外として、不実施を認めるか否かは、制度論として議論の分かれるところであると思われる。先に述べたとおり、取調官による恣意的な運用を許さないためにも、これを例外としない制度が検討されるべきである。仮に、一定の例外を認める場合でも、少なくとも録画を拒否する場面までを録画して、録画しない方向に不当な誘導がなされていないかなど記録されている必要がある。この点、新録画等試行要領では、「取調べの冒頭から録音・録画を実施する場合」との限定のもとで、「被疑者が取調室に入室する時点から録音・録画を開始することとし、…録音・録画を終了する場合には、被疑者に対し録音・録画を終了する旨を告知する時点又は被疑者が退室する時点まで録音・録画を行うなどの適宜の方法により、録音・録画の終了時点を明確にする」とされた。基本的に正しい実施手順と言えるが、何ら限定を付さず、録画を行う全ての取調べについて、この手順どおりの実施がなされなければならない。

b 被疑者の緊張等について

被疑者が緊張して供述ができないという点については（同40頁）、「慣れ」の問題であろう。また、一部録画であるが故に、被疑者が緊張するという側面もある（検証結果の報告事例も、一部録画である。）。取調べ全過程の録音・録画を実施している海外の例では、いずれも、取調べ開始当初に被疑者が緊張することがあっても、取調べ開始後、短時間でカメラや録音機の存在など忘れてしまうと指摘されている。取調べの全過程録画が、実務上定着し、市民の共通の認識になれば、なおさらこのような緊張は解消されていくものと考えられる。

なお、検証結果に挙げられているこれらの事例では、被疑者が録画下で緊張した結果、供述内容にいかなる変化が生じたのかが全く明らかでない。

c 供述内容の変更等について

検証結果は、録画下では、被疑者が従前の供述を後退させるとの指摘がなされている。

しかし、「後退」自体が検察官による主観的な評価である上、その評価を前提としても、そのような事例は、4,702回の取調べ中、153回(3.3%)に過ぎない。

また、検証結果によれば、録画しない取調べにおいてなされた供述内容が必ずしも供述調書に録取されているわけでもない。このような供述調書化しない内容の存在をもって、取調べの機能や真相解明機能が損なわれたとすること自体が、背理である。そもそも、供述調書化されず、供述の一部が隠蔽されたことこそが、供述の信用性判断を狂わせ、真相解明機能を損なわせていると言うべきである。

結局、録画をしない場面での供述が、仮に録画下の供述と異なるとしても、そのことは、何ら密室取調べを正当化しないのである。

(イ) 組織・共犯者に関する供述がしづらくなることについて

組織犯罪や共犯事件において、組織や共犯者についての供述がしづらくなるという問題については、既に述べてきたように、公判における再生の在り方や、DVDの証拠開示の在り方、さらには証人保護の問題として対応することが可能であり、対応すべきである。むしろ、このような組織・共犯事件においてこそ、取調官からの圧力は高まる可能性が高い上、供述者の側でも、自らの責任を軽減することなどを狙って、取調官に迎合するなどして、全くの虚偽供述がなされたり、誇張されたりする危険性が高い。ちなみに、厚労省元局長事件も、被疑事実とされたのは組織犯罪であり、共犯事件である。このような事件こそ、取調べ全過程の録音・録画の必要性が高いのである。この点も、取調べ全過程の録音・録画の例外とすべきではない。

そもそも、従前、組織犯罪においても、組織や共犯者の関与を認めた供述調書が多数作成され、公判においても組織や共犯者の関与についての供述がなされてきたのであり、組織犯罪であるからといって一律に供述がしづらくなるものではない。

イ 取調官側への影響について

検証結果は、取調官が、関係者のプライバシーや自身のプライバシーにわたる発言を控えてしまうという問題点を指摘する。しかし、既に述べたように、この点については、録画DVDの公判での利用及び証拠開示の在り方の問題として対応することが可能であり、対応すべきである。

そもそも、取調官側の問題は、取調官が録画下での取調べに習熟することによって、解消されていくべき問題である。

ウ 関係者のプライバシーへの影響について

上述したところと同様、録画DVDの再生・開示の在り方の問題である。

なお、検証結果に挙げられている、被疑者が被害者の実名を言った事案については、被害者の実名にわたる部分のみ、音声を消すという方法も考えられる。

また、離婚のもつれから妻の親族方を放火したとの事案（同45頁）では、被疑者の妻の親族に対する気持ちやその事情について「その全てが記録されてしまった」（同）ことが問題であったかのように記載されている。しかし、これらは、動機に関連する重要な心情・事実のはずであり、これを録画することこそが重要である。それを支障であるかのように指摘すること自体が誤りである。

エ 小括

検証結果が、取調べの録音・録画の問題点としてあげるところは、結局のところ、何ら取調べ全過程の録画・録音を消極に解する理由とはなり得ない。検証結果は、刑事訴訟の一方当事者である検察官が、従来型の密室での取調べ実務を前提に、あたかも取調べの録音・録画に支障があるかのように主張しているに過ぎないのである。検証結果が支障として挙げる点は、むしろ取調べの実態を明らかにし、真相解明に資するものであって、取調べにとって有益なものと考えべきなのである。現に、裁判員裁判対象事件の取調べにおいても、取調べの全過程を録画したことによって取調べに重大な支障が生じたとの報告はなされていない。

そもそも、取調べの可視化は、取調べ状況に関する最も良質な証拠を保存するとともに取調べの適正化を図り、それによって、より公正な刑事司法の実現を目指すものであり、およそ価値中立な制度である。今回の試行の結果、かかる取調べの可視化の有用性が明らかになる一方、それを否定する根拠は何ら得られなかったことが、まず確認されるべきである。

第5 結語

今般の検察における取調べの録音・録画の試行及び検証結果については、従前の試行と比較して、録画が行われる範囲が広まったことや、取調べの可視化の機能として取調べの適正確保を挙げるなど、注目すべき点もみられる。

一方で、取調べ全過程の録音・録画がなされた事案は少ない。しかも、録音・録画が全く実施されなかったり、一部の録音・録画にとどまったりした事案の多くは担当検察官の判断によって実施がなされていないものであるところ、その判断の当否については全く検証がなされておらず、極めて不十分である。これらの事案には、各事案の内容に立ち入って検証しなければ、評価のできないものが多く、事案の詳細を踏まえた検証がなされなければならない。また、仮に、取調べの可視化の問題点となり得る事項があったとしても、その問題点を克服するための方策が検討されなければならない。

また、検証結果が挙げる取調べの録音・録画の問題点については、従前から法務省及び検察庁が公表してきた懸念の繰り返しにとどまっている上、既にその説得力を失っていることは、本補足説明資料において、繰り返し指摘したとおりである。

したがって、今般の試行についての検証は、引き続き、より公正な方法によって行われなければならない。

以 上